

クリーニング所のでびき

東京都北区保健所

# 目 次

1	クリーニング業	1
2	届出・申請の手続き	1
3	構造設備の例	4
4	構造設備基準	6
5	衛生管理基準	8
6	換気の励行	10
7	環境汚染防止のために	10
8	利用者に対する説明義務等	11
9	研修・講習を受ける義務	12
10	施設以外の取扱い	12
11	関係機関一覧	13

法：クリーニング業法

省令・厚生労働省令：クリーニング業法施行規則

条：東京都北区クリーニング業法施行条例

細：東京都北区クリーニング業法施行細則

要領：東京都北区クリーニング業法施行条例事務取扱要領

# 1 クリーニング業

溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすること。

①この他、業に含まれるもの

洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とするもの。

②業に含まれないもの

貸そうきん、移動ふとん乾燥車、コインランドリー、絨毯の出張クリーニング、洗い張り。

## 2 届出・申請の手続き

事前相談

構造設備その他についてあらかじめ保健所にご相談ください。

書類の提出

開設に必要な書類があります。営業開始の7日前までに提出してください。

施設検査

保健所の監視員が構造設備等について検査にうかがいます。

確認書の交付

保健所まで印鑑を持参し、受領してください。

確認書の再発行は出来ません。大切に保管してください。

営業開始

		届出事項	提出書類等
営 業	開設届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規開設</li> <li>・名義変更</li> <li>・大規模な増改築等</li> <li>・大規模な構造設備の変更</li> <li>・所在地の移動</li> </ul>	① 開設届※ ② 施設の平面図 ③ 構造設備の概要※ ④ 登記事項全部証明書（法人開設の場合） ⑤ 有資格者の免許証の原本（提示） ⑥ 従事者名簿※ ⑦ 手数料（                      円） ⑧ 他にクリーニング所を開設しているときはその名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
	変更届	名称変更	① 変更届※
		法人の代表者等の変更	① 変更届※ ② 履歴事項全部証明書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な構造設備の変更</li> <li>・小規模な増改築等</li> </ul>	① 変更届※ ② 変更内容の図面
		従事者の変更	① 変更届※ ② 従事者名簿 ③ 有資格者の免許証の原本（提示）
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完全廃止</li> <li>・名義変更</li> <li>・増改築を伴う新規</li> <li>・移転</li> </ul>	① 廃止届※	

1. 届出事項が変わるときは変更届が必要となります。
2. 構造設備の変更は事前に北区保健所に相談してください。

		届出事項	提出書類等
営 業	承 継 届	相続による承継	① 承継届※ ② 戸籍謄本 ③ 同意書（相続人が2人以上の場合）
		法人の合併による承継	① 承継届※ ② 合併により存続する法人または設立された法人の履歴事項全部証明書
		法人の分割による承継	① 承継届※ ② 分割により営業を承継した法人の履歴事項全部証明書

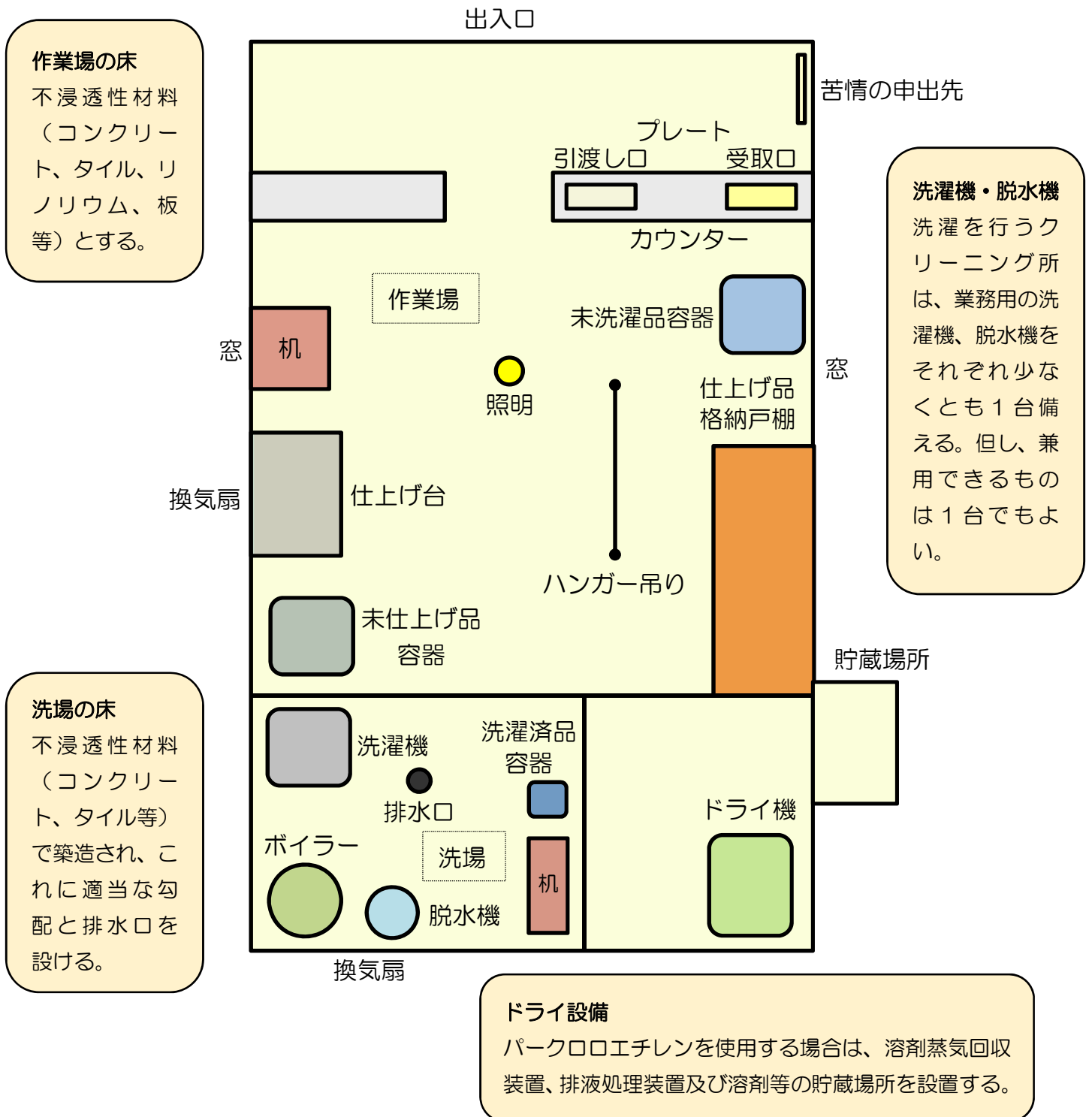
1. 原則として60日以内に届け出てください。
2. 相続による手続き、法人の合併・分割による手続きについては事前に北区保健所に相談してください。

		申請事項	提出書類等
免 許		新規申請	① 免許申請書※ ② 通知書 ③ 戸籍抄本、戸籍謄本又は本籍の記載のある住民票の写し ④ 印鑑、手数料
		免許証の紛失・破損等	① 免許証再交付申請書※ ② 破り、汚したときは、その免許証 ③ 印鑑、手数料
		免許証記載事項の変更（本籍・氏名等）	① 免許証籍訂正交付申請書※ ② 戸籍抄本又は戸籍謄本 ③ 免許証 ④ 印鑑、手数料

1. 戸籍謄本・抄本、本籍の記載のある住民票の写し、履歴事項全部証明書は6ヶ月以内のものとしします。
  2. ご不明な点は北区保健所までお問い合わせください。
- ※北区保健所生活衛生課環境衛生の窓口にある書類。変更届、廃止届は北区公式ホームページにも掲載しています。

### 3 構造設備の例

#### <一般のクリーニング所>



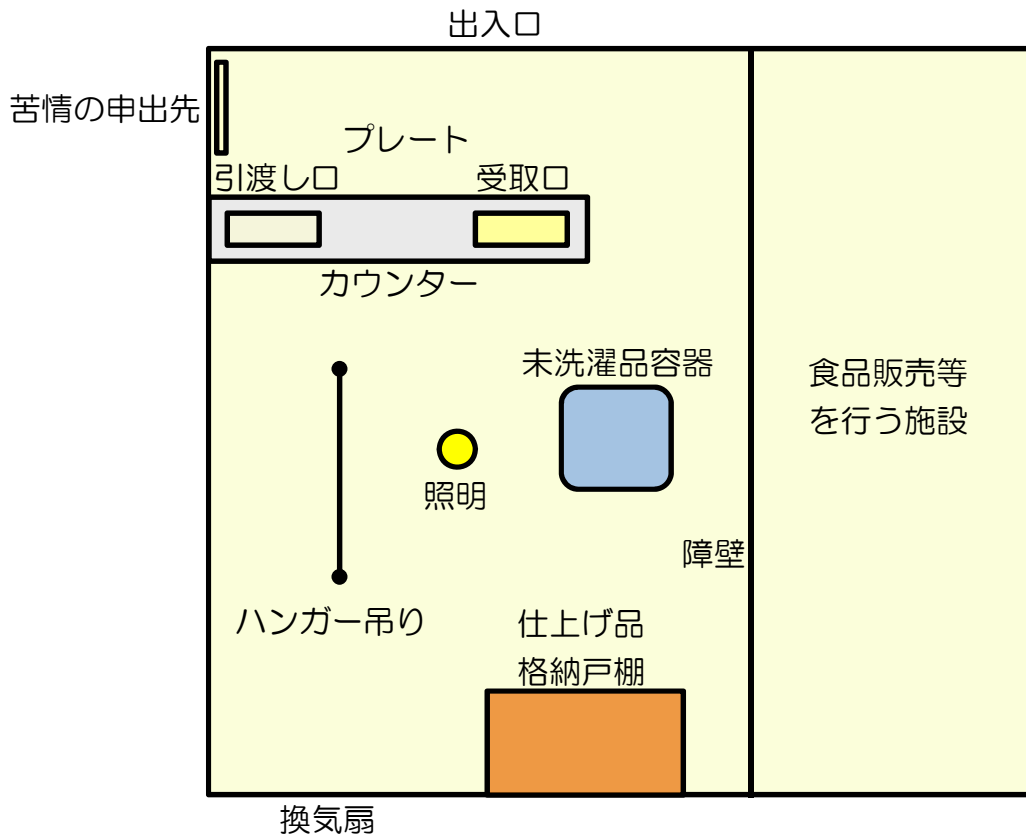
# <取次のクリーニング所>

## 採光・照明

作業面で100ルクス以上とする。  
(300ルクス以上が望ましい。)

## カウンター

未洗濯品の受取口と仕上げ品の引渡し口を  
区分する。(区分表示する。)



## 容器・格納戸棚

未洗濯品、洗濯済品、未仕上げ品及び仕上げ品をそれぞれ明確に区分し、適当数用意する。

## 換気

外気の流通が十分できる換気設備を設ける。

## 障壁

食品販売又は調理等を行う施設と併設の場合は、食品等が接触しないよう、障壁を設けて明確に区分する。

## 苦情の申出先（表示例）

仕上げ品にお気づきの点がございましたら、  
下記までご連絡ください。

名称：〇〇クリーニング店

所在地：東京都北区□□〇丁目〇番〇号

電話番号：03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

## 4 構造設備基準

項目	基準と根拠
床	<p>洗場については、床が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。（法第3条第3項第4号）</p>
区画	<p>①食品の販売、調理等を行う営業施設その他相互に汚染の可能性のある営業施設と同一施設内に、洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に、壁、板その他適当な物により障壁を設けること。 （条第2条第6項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣料品販売及びその他の営業施設と併設の場合で相互に汚染する可能性のある場合も適用する。（要領）</li> </ul> <p>②障壁は洗濯物と食品等が直接接触しないよう設けるもので、移動できないものであること。（要領）</p> <p>③洗濯物と食品を同一人が取り扱う場合は、手指の消毒その他清潔に保つよう措置すること。（要領）</p>
格納設備	<p>①洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。 （法第3条第3項第2号）</p> <p>②法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。（条第2条第5項）</p>



換気・採光 及び照明	クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。(条第2条第1項)
業務用 機械	<p>洗たく物を洗たくするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。(法第3条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用洗たく機として市販されているものは、業務用の機械とは認め難い。受注量によって異なるが少なくとも小型洗濯機の2～3倍程度の規模を有すること。(要領)</li> </ul>
ドライ 設備 (パークロロ エチレンを 使用する場合)	<p>①貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。(条第2条第7項ア)</p> <p>②貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること。(条第2条第7項イ)</p> <p>③排液処理装置を設置すること。 (条第2条第7項ウ)</p> <p>④溶剤蒸気回収装置を設置すること。 (条第2条第7項工)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に定める規制基準(300mg/立方メートル以下)を遵守できる能力であること。(要領)</li> </ul> <p>⑤蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、①及び②に準ずること。(条第2条第7項オ)</p> <p>⑥局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けること。 (S43.4.30 環衛第8071号 厚生省環境衛生局長)</p>

## 5 衛生管理基準

項目	基準と根拠
洗濯物の取扱い	<p>①洗濯物は、その受渡し及び運搬においても、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取り扱うこと。 (条第2条第2項)</p> <p>②洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。(法第3条第3項第3号)</p> <p>③伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。(法第3条第3項第5号)</p> <p>④霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。 (条第2条第4項)</p> <p>⑤業務用車両を使用して食品の運搬その他の業務を行う場合にあつては、相互汚染を生じないように、車両内の区画、密閉容器の使用など構造上及び取扱いについて十分配慮すること。(指導※1)</p>
施設、機械及び器具の清潔・消毒	<p>①クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。 (法第3条第3項第1号)</p> <p>②洗濯物を処理する場所又は格納する容器は、随時薬品で消毒すること。(条第2条第3項)</p>

<p>ドライ 設備 (パークロロ エチレンを 使用する場合)</p>	<p>①溶剤の保管、充填中における漏出等を極力防止すること。(指導※2)</p> <p>②ドライ機の保守点検を十分に行い、排液の適正な処理を行うこと(排液処理装置から排出される排液のパークロロエチレン濃度は、<math>0.1\text{mg}/\ell</math>以下とすること)。 (指導※2、3)</p> <p>③ドライ機は機械換気設備を作動してから操作すること。(指導※2)</p> <p>④ドライ機の蒸留装置、フィルターの操作を適切に行うこと。(指導※2)</p> <p>⑤洗たく物の処理において、溶剤を含む処理液によるササラ掛け等の前処理及びしみ抜きは極力行わないこと。(指導※2)</p> <p>⑥使用済みの蒸留残さ物、フィルターパウダー、カートリッジフィルター及び活性炭は専用の密閉容器に入れ保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。(指導※2)</p> <p>⑦所内のパークロロエチレン濃度は<math>25\text{ppm}</math>以下に保つこと。 (労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準)</p>
--	--

指導※1：(参考) H16. 10. 1 16福保健衛第200号  
東京都感染症・環境安全担当部長通知

指導※2：H1. 7. 7厚生・通商産業省 告示第6号

指導※3：H1. 7. 19衛指第114号 厚生省生活衛生局長通知

## 6 換気の励行

作業室内では衣類からのほこり、ドライ用溶剤、水蒸気、人の呼吸、喫煙及び暖房器具の燃焼等から発生する汚染物質により空気が汚れるため、換気によって、これらの汚染物質を希釈、除去する。

※効果的な換気の仕方

- 1時間に5～10分程度窓を開け、室内の空気を入れ換える。(空気の流れができるような、向かいあわせの位置の窓が効果的に喚起できる。)
- 換気扇を動かすときは、できるだけ遠い位置の窓を開けると部屋全体の空気の入れ換えになる。(特にうなぎの寝床のような細長い部屋に有効)
- 吸気口と排気口を設けるときは、空気が効率的に流れる位置に作る。(南北面で高低差を設ける等)

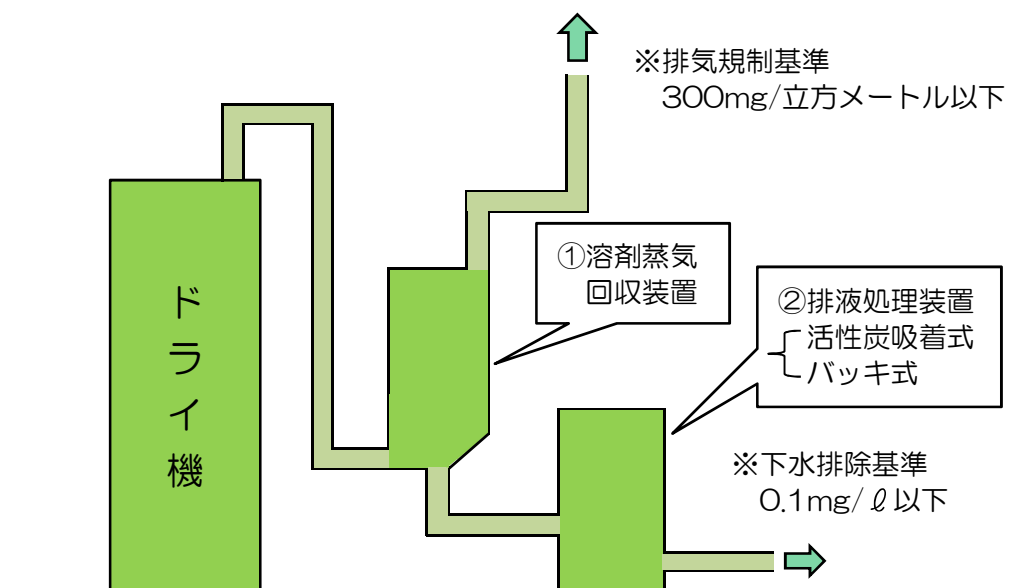
## 7 環境汚染防止のために

パーククロロエチレン使用施設

- 溶剤回収装置の設置義務

①溶剤蒸気回収装置

②排液処理装置

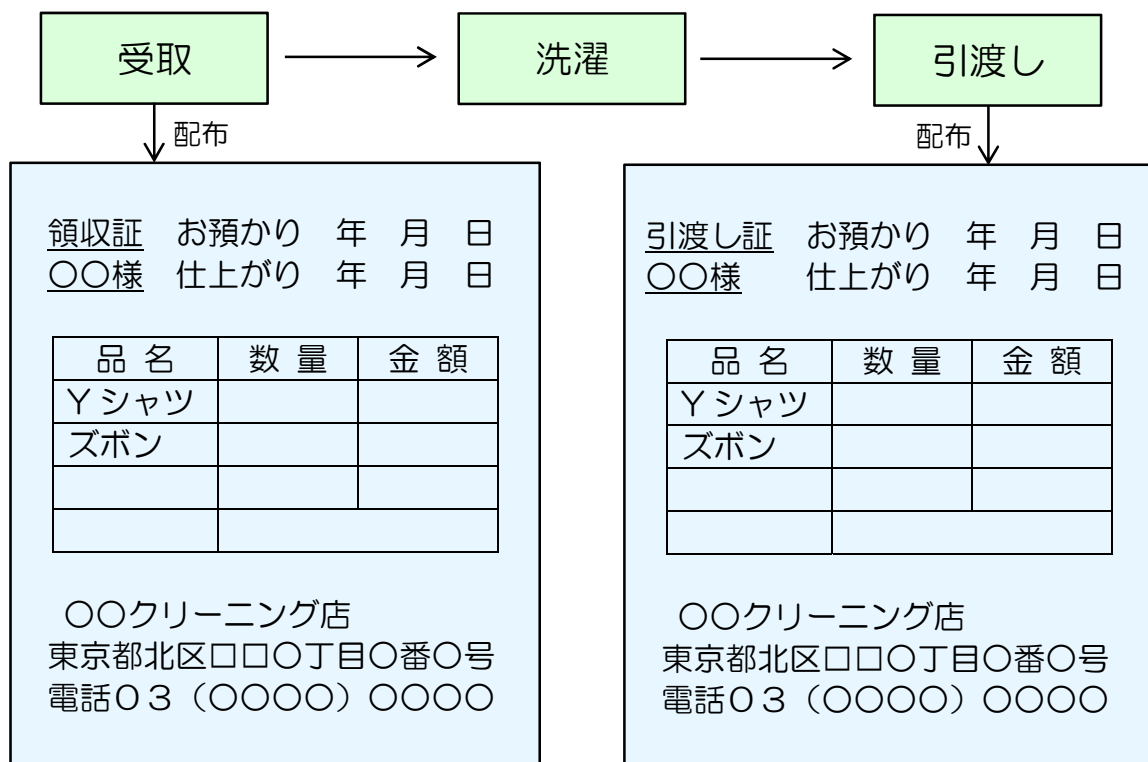


※蒸留残さ物は産業廃棄物として処理する。

## 8 利用者に対する説明義務等

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。(法第3条の2第1項)  
 →洗濯物を受けるにあたり、洗濯方法等処理方法について説明し、衣服の変質等のトラブルが発生するおそれのある場合は、併せて説明を行い、利用者の了解の上で処理を行うこと。
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。(法第3条の2第2項)  
 →営業者は苦情の申出先となる「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を店頭に表示しておくとともに、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該表示事項を記載した書面（領収証、預かり証、引渡し証、その他適宜作成したもの等）を配布すること。

(苦情の申出先の明示の具体例)



※最終的に上記の書面がお客様の手元に必ず残るようにすること

## 9 研修・講習を受ける義務

### (1) クリーニング師の研修（法第8条の2）

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

→クリーニング師は従事後1年以内に研修を受けること。その後は3年を超えない期間毎に研修を受けること。

### (2) 従事者（クリーニング師＋従業員）の講習（法第8条の3）

営業者は、厚生労働省令に定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

→営業者は開設後1年以内に全従業者の1/5以上の者に講習を受けさせること。その後は3年を超えない期間毎に講習を受けさせること。

全従事者数	受講必要人数
1～5	1
6～10	2

※クリーニング師の研修修了者は講習修了者とみなす。

## 10 施設以外の取扱い

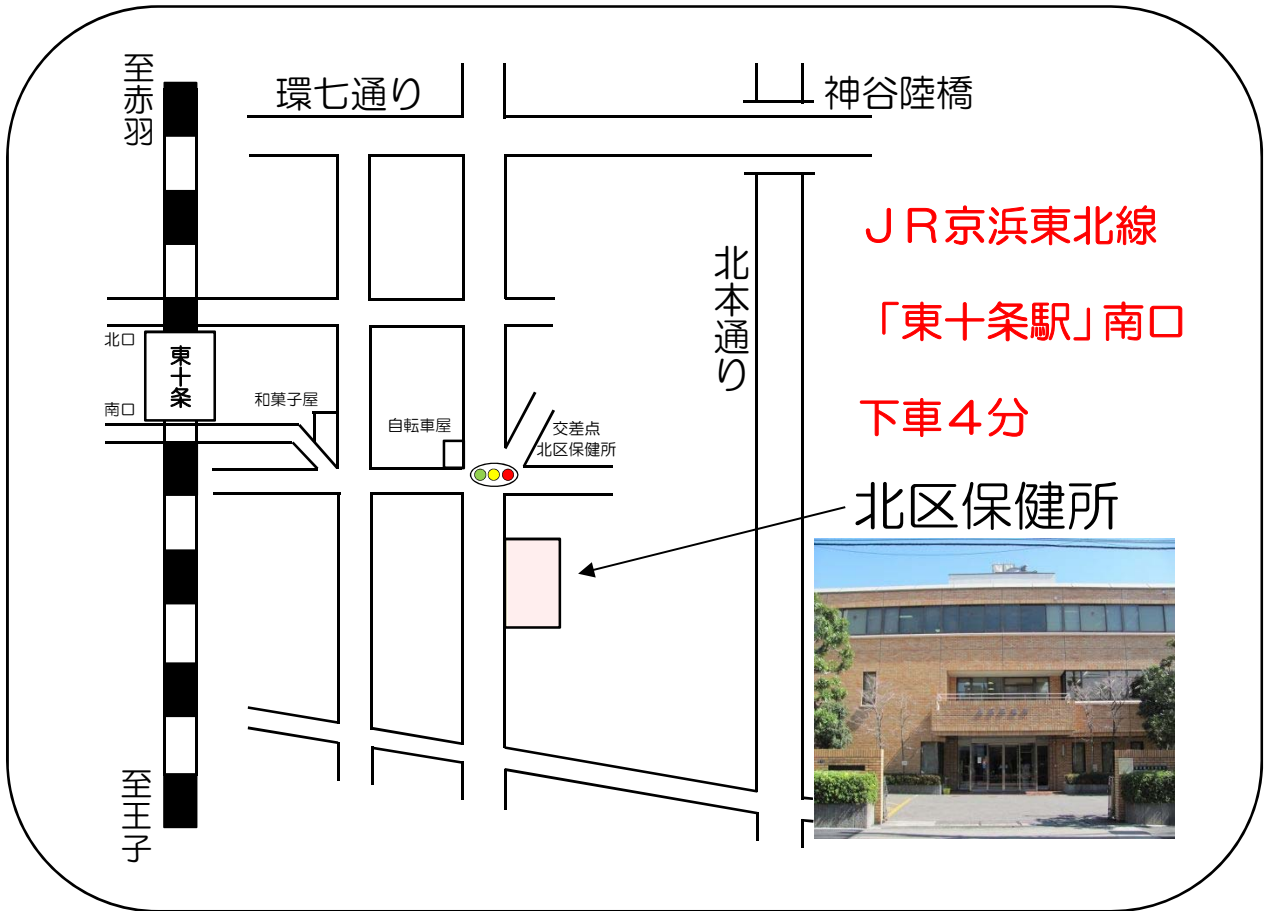
クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。（法第5条第2項）

# 1 1 関係機関一覧

クリーニング業法の規定に適合するほか、他の法令についても手続き等の必要な場合があります。下記窓口に適宜ご相談ください。

名 称	電 話	備 考
東京都福祉保健局 健康安全部健康安全課 試験・免許担当	5320-4358	クリーニング師免許証 交付（都外にお住まいで 東京都の試験に合格 された方）
公益財団法人 東京都生活衛生 営業指導センター	3445-8751	クリーニング師研修、 業務従事者講習、標準 営業約款（Sマーク）
東京都クリーニング 生活衛生同業組合	3813-4251	経営・技術講習会 東京クリーニング学校
公益社団法人 東京都環境衛生協会	3442-3611	自治指導員
東京都下水道局 西部第一下水道事務所 お客さまサービス課	5343-6209	下水道への排水に 関する水質規制関係
北区生活環境部 環境課環境規制調査係	3908-8611	排出ガス規制関係 環境確保条例に基づく 工場又は指定作業場の 届出
北区まちづくり部 建築課建築指導係	3908-9166	建築基準法関係
赤羽消防署	3902-0119	消防法関係
王子消防署	3927-0119	
滝野川消防署	3916-0119	
東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	5388-3586	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律関係
北区地域振興部 産業振興課経営支援係	5390-1237	経営相談、融資斡旋等
日本政策金融公庫	0120- 154-505	融資相談

## 保健所案内図



### 連絡先

東京都北区保健所生活衛生課環境衛生  
〒114-0001

東京都北区東十条二丁目7番3号  
(2階4番窓口)

電話 03-3919-0720

FAX 03-3919-3308

刊行物登録番号  
29-2-095